

ID: 269

担当部署: 建設課

| | | | |
|--|------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 分担金の徴収 | | |
| 例規名 根拠条項 | 八頭町斜面崩壊復旧事業分担金徴収条例 第3条 | | |
| 例規番号 | 平成25年条例第11号 | | |
| <p>【根拠条文】 (分担金被徴収者の範囲) 第3条 分担金は、事業の施行により特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (分担金の額等) 第4条 受益者から徴収する分担金の額は、事業に要する費用の総額に100分の20を乗じて得た額とする。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 26 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |